

# 非常用電源設備購入費補助事業のご案内

広島市では、電力供給の停止が生命の危機に直結する在宅で常時人工呼吸器を使用している方が、災害等による長時間の停電発生時においても人工呼吸器への電力供給ができるよう、非常用電源設備の購入費を補助しています。



## 1 補助の対象になる方

市内在住で、以下の全てを満たす方

- ・ 在宅で常時(24時間)人工呼吸器を使用している
- ・ わたしのひなんシート(常時人工呼吸器使用患者用)を作成している

※ ただし、対象者と住民基本台帳上の同一世帯員(対象者本人が18歳以上の場合、本人および同一世帯員である配偶者に限る。)に、市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、補助対象外です。

※ わたしのひなんシート(常時人工呼吸器使用患者用)は、災害時に安全かつ確実な避難の確保を図ることを目的として、避難に必要な具体的な事項について検討・作成するものです。作成を希望する方は、お住まいの区の厚生部地域支えあい課へお申し出ください。

## 2 補助の対象になる物品 (補助決定前に購入した物品は補助対象外です。)

種目	性能要件	耐用年数
正弦波インバーター発電機	対象者または介助者が容易に使用可能な、ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年
ポータブル電源(蓄電池)	対象者または介助者が容易に使用および運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	5年

### 【注意事項】

- (1) 擬似正弦波(矩形波、補正正弦波)の製品は、補助対象外です。
- (2) 取扱説明書が日本語で記載されている必要があります。
- (3) 原則、耐用年数が経過するまでの期間は再度補助を受けることはできません。
- (4) 用品の維持経費(ガソリン、カセットガス等の購入費や点検・整備費等)は、補助対象外です。
- (5) 用品の附属品は、その付属品がないと当該用品が機能しない場合のみ、補助対象となります。
- (6) 医療機器の故障を防ぐため、非常用電源の使用に当たっては外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなどの対策を行ってください。

## 3 自己負担額

自己負担額は市民税の課税状況等により異なります。

市民税課税世帯	物品の購入に要する費用の <b>1割</b> (1円未満は切捨て)
市民税非課税世帯および生活保護受給世帯	<b>0円</b>

ただし、購入に要する費用が補助基準額(12万円)を上回る場合、補助基準額を超える部分については課税状況等に関わらず全額自己負担となります。

## 4 自己負担額の例

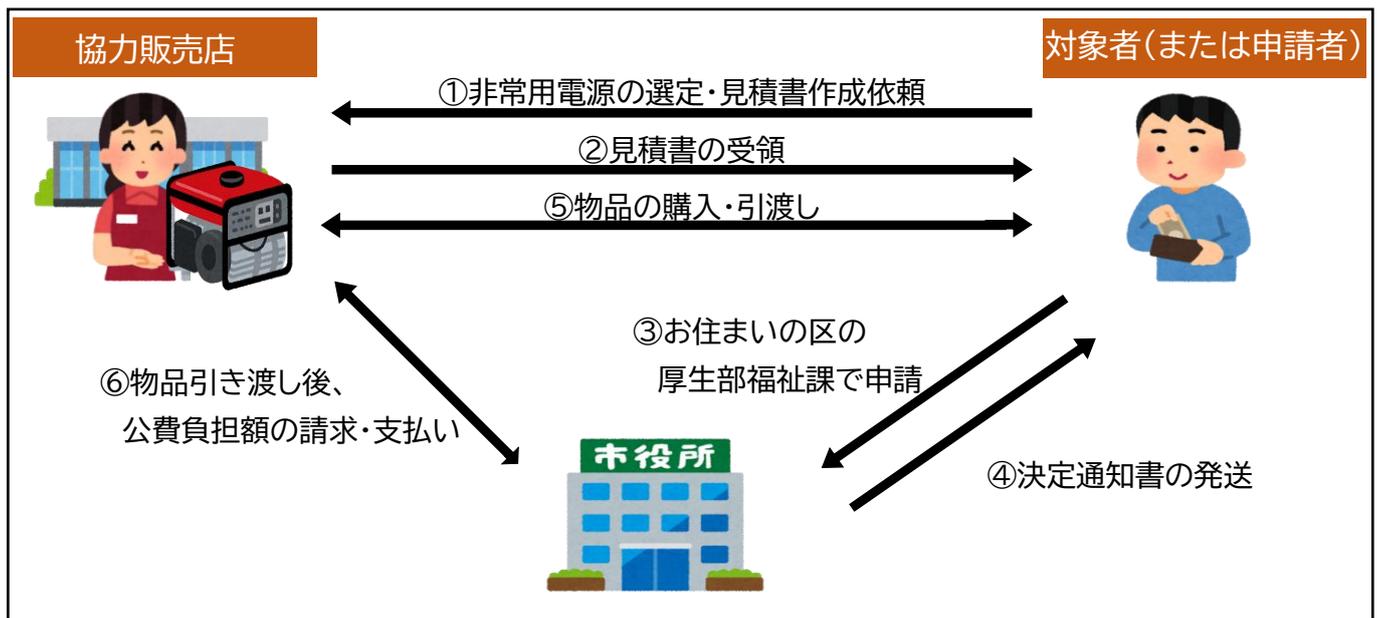
### (1) 市民税課税世帯

	購入物品の価格	自己負担額	補助金額
例1	100,000 円	10,000 円 (物品価格の1割)	90,000 円
例2	150,000 円	42,000 円 (補助基準額(12万円)の1割+物品価格と補助基準額の差額)	108,000 円

### (2) 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯

	購入物品の価格	自己負担額	補助金額
例3	100,000 円	0 円	100,000 円
例4	150,000 円	30,000 円 (物品価格と補助基準額(12万円)の差額)	120,000 円

## 5 申請から補助までの流れ



※協力販売店以外で購入する場合は、⑤～⑥の手順が異なります。詳しくはお住まいの区の厚生部福祉課にお尋ねください。

## 6 協力販売店について

非常用電源設備の購入時に、対象者(または申請者)に代わって本市に補助金の請求・受領を代行可能な販売店です。協力販売店で購入した場合、対象者(または申請者)は自己負担額のみで物品の引渡しを受けることができます。

協力販売店の一覧は、4ページをご覧ください。

なお、協力販売店によって取扱商品が異なりますので、ご注意ください。

## 7 申請に必要な書類

- (1) 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業 申請書
- (2) 人工呼吸器非常用電源設備購入費補助事業 見積書 ※販売店が記入  
(カタログ・チラシの写し等、製品の概要が分かる資料の添付が必要です)
- (3) わたしのひなんシート(常時人工呼吸器使用患者用)の写し
- (4) 常時人工呼吸器を装着する必要があることを証明するいずれかの書類
  - ア 特定医療費(指定難病)受給者証の写し(人工呼吸器装着認定)
  - イ 小児慢性特定疾病受給者証の写し(人工呼吸器装着認定)
  - ウ 常時人工呼吸器等装着者証明書 ※医師が記入
- (5) 生活保護等受給の証明書類 ※該当者のみ
- (6) 委任状 ※対象者(対象者が18歳未満の場合はその保護者)以外が申請を行う場合のみ

申請に必要な様式は、広島市ホームページまたはお住まいの区の厚生部福祉課で入手できます。  
また、世帯の状況等によって、このほかに追加で書類の提出をお願いする場合があります。

## 8 申請にあたっての留意事項

- 特定医療費(指定難病)または小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちでない方、および同受給者証で人工呼吸器装着認定がない方は、かかりつけ医に「常時人工呼吸器等装着者証明書」を記入してもらってください。
- 補助対象となる非常用電源には性能要件が定められていますので、補助対象となる物品であることを確認した上で、見積書を記入してもらってください。
- 決定通知書の発送日以前に購入した用品は、補助の対象となりません。必ず決定通知書を受け取った後に、見積書を受け取った販売店で物品を購入してください。
- 非常用電源は、原則として協力販売店で購入してください。協力販売店以外の店舗で購入を希望する場合は、必要書類(見積書および納品確認書兼委任状)を記載してもらうことができるかどうか、事前に購入する店舗に確認してください。

## 9 申請書類の提出先(各区厚生部福祉課)

区	所在地	電話番号
中区	〒730-8565 中区大手町四丁目 1-1	(082)504-2588
東区	〒732-8510 東区東蟹屋町 9-34	(082)568-7734
南区	〒734-8523 南区皆実町一丁目 4-46	(082)250-4132
西区	〒733-8535 西区福島町二丁目 24-1	(082)294-6346
安佐南区	〒731-0194 安佐南区中須一丁目 38-13	(082)831-4946
安佐北区	〒731-0221 安佐北区可部三丁目 19-22	(082)819-0608
安芸区	〒736-8555 安芸区船越南三丁目 2-16	(082)821-2816
佐伯区	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5	(082)943-9769

# 協力販売店一覧

(令和6年5月27日現在)



地図	区	店舗名	所在地	電話番号	取扱用品	
					発電機	蓄電池
①	中区	株式会社中村酸素	中区江波沖町6-31	082-292-6000	○	○
②	東区	ロイヤルホームセンター矢賀店	東区矢賀五丁目1-1	082-282-1251	○	○
③	東区	(有) ニシモトヤ	東区光町一丁目6-10	082-263-4154	○	×
④	南区	ジュンテンドー仁保店	南区仁保新町一丁目7-4	082-510-0162	○	×
⑤	西区	ジュンテンドー庚午店	西区庚午中一丁目4-18	082-507-0133	○	×
⑥	安佐南区	ジュンテンドー沼田店	安佐南区伴東七丁目1-60	082-830-1023	○	×
⑦	安佐南区	西村ジョイ八木店	安佐南区八木二丁目3-40	082-873-5005	○	○
⑧	安佐南区	ホームプラザナフコ西風新都店	安佐南区大塚西三丁目2-33	082-849-2811	○	○
⑨	安佐南区	ホームプラザナフコ沼田店	安佐南区伴東五丁目13-17	082-848-7790	○	○
⑩	安佐北区	ジュンテンドー可部南店	安佐北区可部南二丁目15-54	082-810-0512	○	×
⑪	安佐北区	ホームプラザナフコ高陽店	安佐北区小河原町148-1	082-844-1381	○	○
⑫	安佐北区	ホームプラザナフコ安佐北店	安佐北区亀山九丁目13-14-12	082-815-1981	○	○
⑬	佐伯区	ジュンテンドー五日市店	佐伯区八幡東三丁目30-17	082-929-4021	○	×
⑭	佐伯区	ホームプラザナフコ西広島店	佐伯区五日市港四丁目1-12	082-943-5725	○	○
⑮	—	ジュンテンドー安芸府中店	安芸郡府中町茂陰一丁目13-45	082-890-0533	○	×